○津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例

平成２７年２月２０日
津山圏域資源循環施設組合条例第４号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（津山圏域資源循環施設組合規約（平成２１年岡山県指令市第１号）第２条の市町から派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（準用）

第２条　職員の特殊勤務手当に関する事項については、津山市職員特殊勤務手当支給条例（平成１４年津山市条例第９号）を準用する。

付　　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　　則（令和５年１１月２１日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。